

建設業における元請と下請の契約関係について

1150149 元屋地 翔平

高知工科大学システム工学群 建築・都市デザイン専攻

建設工事は、様々なリスクにさらされながら多くの職種の工事会社によって行われる。下請、孫請の責任、代金の支払い等請負契約に係る関係者間の紛争が起こりやすい。このような点から、工事を円滑に行うためにも紛争を起こさない必要がある。本研究は、元請・下請間の損害賠償事件を中心に工事を円滑に進めるために紛争を未然に防止するためには何が必要なのかを調査、分析、考察したものである。

1. 背景

建設業法に基づく建設工事紛争審査会の紛争処理状況（平成 25 年度）¹⁾ をみると、中央および都道府県審査会合計の申請件数 145 件のうち、下請負人⇒元請負人が 30 件（21%）、元請負人⇒下請負人が 2 件（1%）であり、元請・下請間の紛争が全体の 4 分の 1 を占めている。その中で最も件数が多いのは個人発注者⇒請負人で 46 件（32%）である。紛争原因としては、工事代金の争いが 48 件（33%）、工事瑕

疵が 41 件（28%）、下請代金の争いが 29 件（20%）である。また、平成 25 年度終了事件の平均所要月数は、あっせんが 1.8 月、調停が 8.3 月、仲裁が 22.0 月であり、紛争が起こりそれを解決するにも時間がかかることが分かる。これらより、紛争を起こさないよう予防することが無駄な時間やコストもかからない一番重要なことだと考えられる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、元請・下請間の紛争の判例を調査し、紛争が起こらないようにするためにはどうすればよいか。また、その紛争になった原因について調査し、それが紛争となった時に何が判決のポイントになったのかを分析する。そこから紛争を予防し、円滑に工事を進めるためには何が必要なのかについて分析・考察するものである。

3. 研究の方法

過去の建設関係訴訟の判例から問題点を調査し、そこから紛争の防止するために必要な点について分析する。

4. 分析及び考察

4.1 分析 1

元請・下請間のトラブルとして主に取り上げられるのは一括下請負、やり直し工事、下請工事の見積期間、下請代金の争いとある。主に判例としては損害賠償事件が多く、またそれを中心に調査した結果、他の紛争予防に関連するものがあつたため、ここでは損害賠償事件の判例を中心に分析する。損害賠償

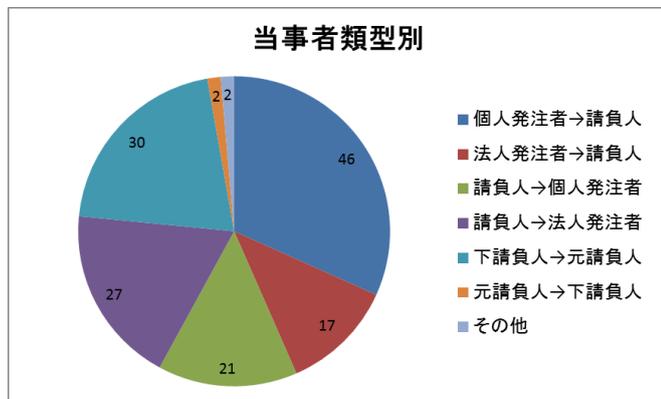


図 1-1 当事者類型別申請件数（平成 25 年度）

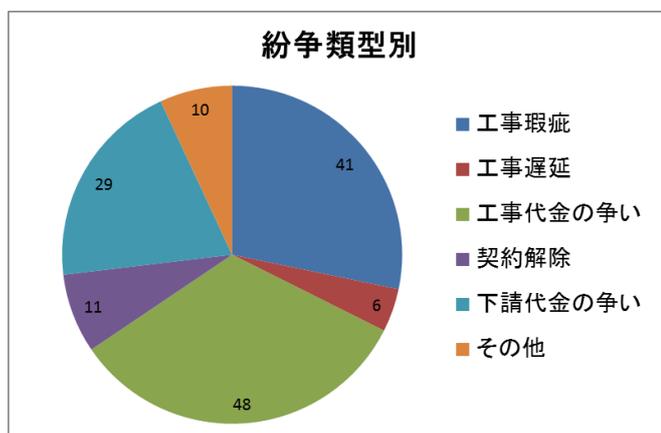


図 1-2 紛争類型別申請件数（平成 25 年度）

事件の判例でよく見られたものは、状況はほぼ同じであるにもかかわらず判決が違うというものである。両判例とも下請け、孫請けが起こした事故の元請負人に対する損害賠償請求である。結論からすると、一方は、元請は現場で具体的な指揮監督権を有し、下請等は手足に等しく一体の関係であったため損害賠償責任を負い、もう一方は、指揮監督等の事実が認められないため責任を負わなかった。これらの判例から、契約であいまいな部分があり、判決を決めた証拠の有無等で判決が違うのではないかと考えられる。

4.2 分析 2

これらの判例から下請けとの契約(下請契約)を中心に分析した。そもそも契約とは民法に規定される13種類の典型契約とそれら以外の非典型契約とがある。建設業の下請契約は典型契約の中の請負契約であり、建設業法でも、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなす、とある。つまり、本来建設工事は請負契約だから指揮監督責任義務はないことになる。しかし、下請との関係質的にみて契約の内容が売買や製作物供給契約である場合もあり、また、孫請の場合には材料の供給や指揮監督の点から雇用契約に近い性質を持つ場合もあるとされている²⁾。

4.3 分析 3

元請負人には指揮監督責任義務はない。しかし、元請業者の代表である現場代理人等の設置が公共工事標準請負契約約款に定めてあり、その約款より、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取り締まりを行わなければならない。判例は広く元請企業者に安全配慮義務を認める傾向があり、下請が、事実上、元請業者の指揮監督を受けて稼働していたため義務を負うケースが多い。これらの判決より、現場では指揮監督と運営取締りの境界線をはっきりとしていないため判決が分かれたと考えられる。また指揮監督をするしないに関わらず、大事な連絡は書面やメールなどで行い、形のあるものとして残しておくことの必要性が分かる。

4.4 分析からの考察

これらの分析結果より、紛争の防止法として、最初から起こる可能性のある点についての項目を契約

書に増やすべきだと考えられる。ここで上げた判例だと、元請業者は指揮監督を行うのかどうか、安全配慮義務を負うのか負わないのか、という点である。あいまいな箇所があるせいでトラブルになり、紛争になるのだから問題となりうる点を先に摘み取っておくのが効果的だと考えられる。また、これらを口頭で済ますことなく書面等形として残しておくことである程度の紛争は回避でき、迅速な対応ができるはずである。そして、紛争を起こさなければ、工程、工期さらにはコストへの影響を最小限に抑えることができるのだから、過大なリスクを負担しないためにも書面と署名捺印等、元請業者の義務を果たし、元請という権利を持つ立場だからこそ弱い立場である下請に誠意を持ってふるまう義務があると考えられる。

5 結論

- (1) 標準下請契約約款など一般に使われている契約にはところどころあいまいな箇所がある。
- (2) 現場での指揮監督や運営取締りなどのあいまいな境界線をはっきりとさせるなど、契約を結ぶ際に不確定要素をできるだけなくす必要がある
- (3) 口約束などでは行わず、すべて書面でやり取りをし、万が一トラブルが発生した場合に迅速に対応することによって、紛争を減らすことができると考えられる。
- (4) 元請という権利を持つ立場だからこそ、誠意を持ってふるまう義務がある。

参考文献

1) 国土交通省 『建設工事紛争取扱状況について(平成 25 年度)』

<http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo01_hh_000035.html>

2) 内田貴著 『民法Ⅱ 第3版 債権各論』 東京大学出版会、2011年2月、271頁

・『建設業の紛争と判例・仲裁判断事例-建設業争訟事例100選-』 大成出版社、2012年11月

・よくわかる建設業法 国土交通省九州地方整備局 2012年11月版

<<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/pdf/1204kensetsugyoho.pdf>>